

令和4年 淡路署管内労働災害発生状況

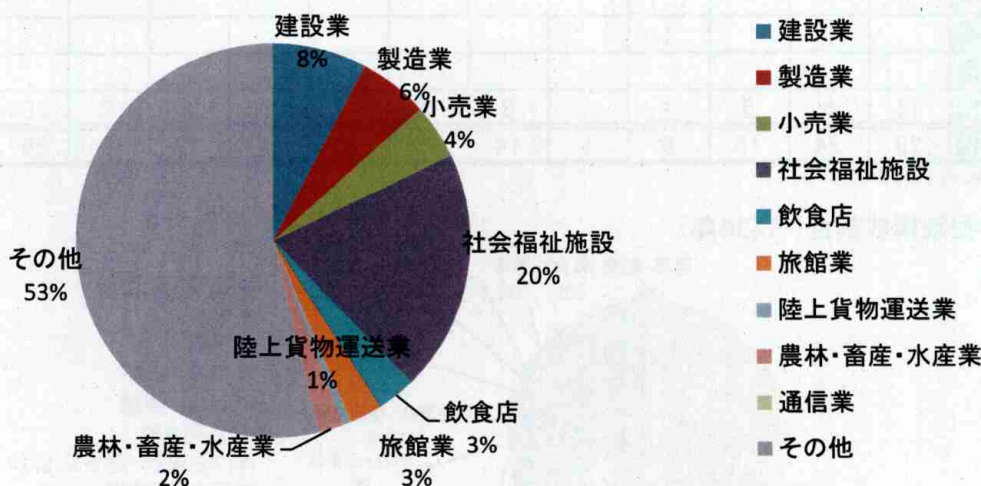
淡路労働基準監督署

表1 業種別前年同期比較 (令和4年(1月~12月)) 令和5年4月10日 作成

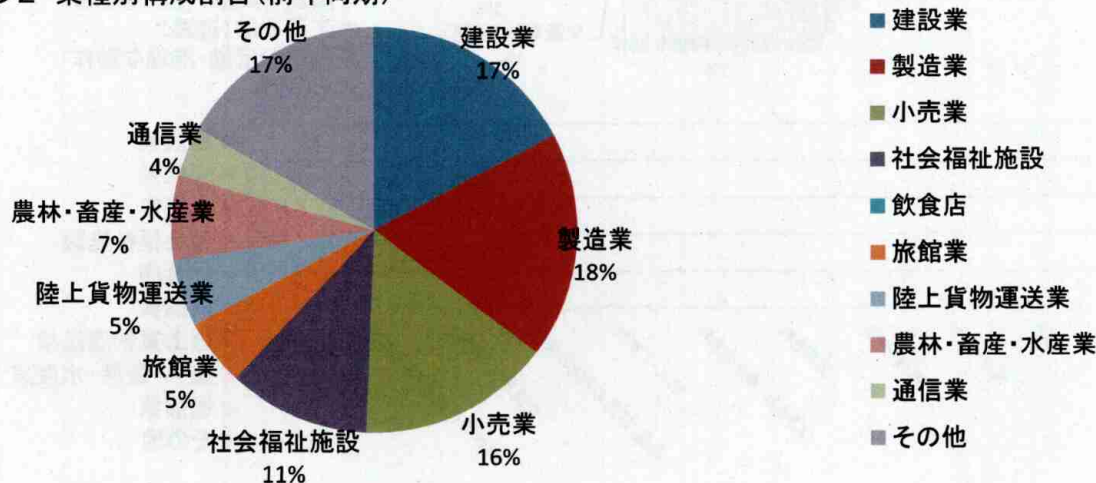
業種	令和4年(1月~12月)		前年同期		前年比較	
	死傷者(人)	構成率	死傷者(人)	構成率	死傷者(人)	増減率
建設業	34	7.7%	26	17.3%	8	30.8%
製造業	25	5.7%	27	18.0%	-2	-7.4%
小売業	20	4.5%	23	15.3%	-3	-13.0%
社会福祉施設	87	19.8%	17	11.3%	70	411.8%
飲食店	14	3.2%			14	-
旅館業	12	2.7%	8	5.3%	4	50.0%
陸上貨物運送業	3	0.7%	8	5.3%	-5	-62.5%
農林・畜産・水産業	9	2.0%	10	6.7%	-1	-10.0%
農林業	6	1.4%	3	2.0%	3	100.0%
林業			1	0.7%	-1	-100.0%
畜産業	2	0.5%	6	4.0%	-4	-66.7%
水産業	1	0.2%			1	-
通信業			6	4.0%	-6	-100.0%
その他	236	53.6%	25	16.7%	211	844.0%
全業種	440	100%	150	100%	290	193.3%

(注)データは労働者死傷病報告による。斜め数字は死亡者数(内数)を表す。

グラフ1 業種別構成割合(令和4年)



グラフ2 業種別構成割合(前年同期)



令和4年 淡路署管内労働災害発生状況

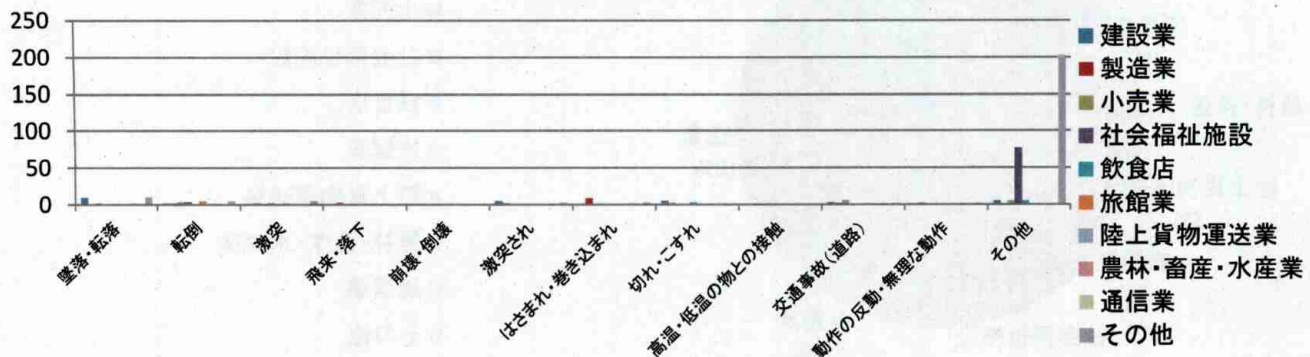
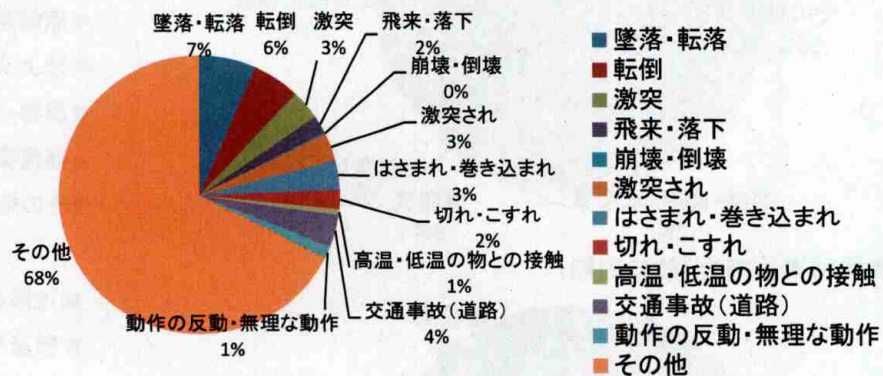
淡路労働基準監督署

表2 業種別事故の型別 (令和4年(1月~12月))

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
建設業	10	2	1	1	1	5	1	5		3		5	34
製造業	1	2	2	3		2	9	2		2	2		25
小売業	2	4	1	1		1				6		5	20
社会福祉施設	1	4	2			1				1	1	77	87
飲食店	1	1	1			1		3	1	1		5	14
旅館業	1	5	2	1					1	1		1	12
陸上貨物運送業		1		1						1			3
農林・畜産・水産業	2		1	1		1	2				1	1	9
農業	1		1				2				1	1	6
林業													
畜産業	1					1							2
水産業				1									1
通信業													
その他	11	5	5	1		3	3		1	2	2	203	236
全業種	29	24	15	9	1	14	15	10	3	17	6	297	440

(注) データは労働者死傷病報告による。

グラフ3 事故の型別構成割合(令和4年)



令和5年 淡路署管内労働災害発生状況(令和5年5月末累計)

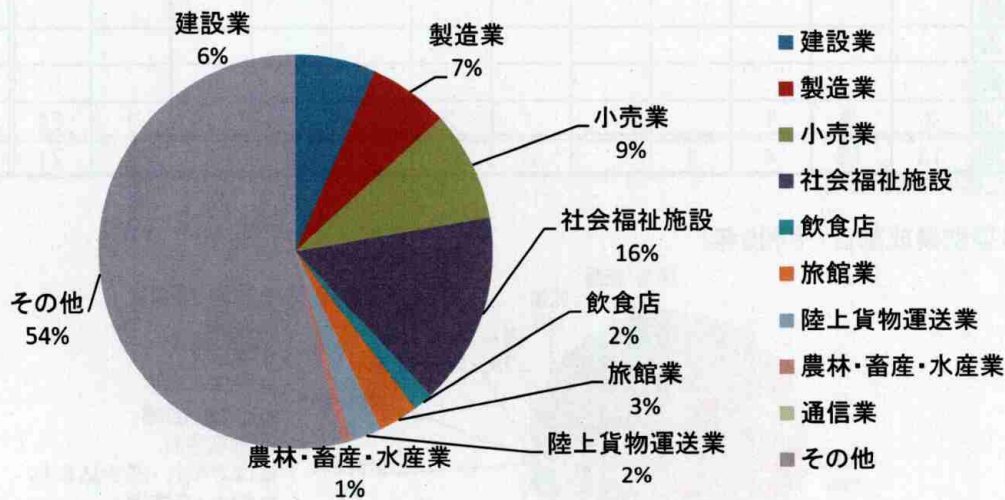
淡路労働基準監督署

表1 業種別前年同期比較 (令和5年(1月~5月)) 令和5年6月10日 作成

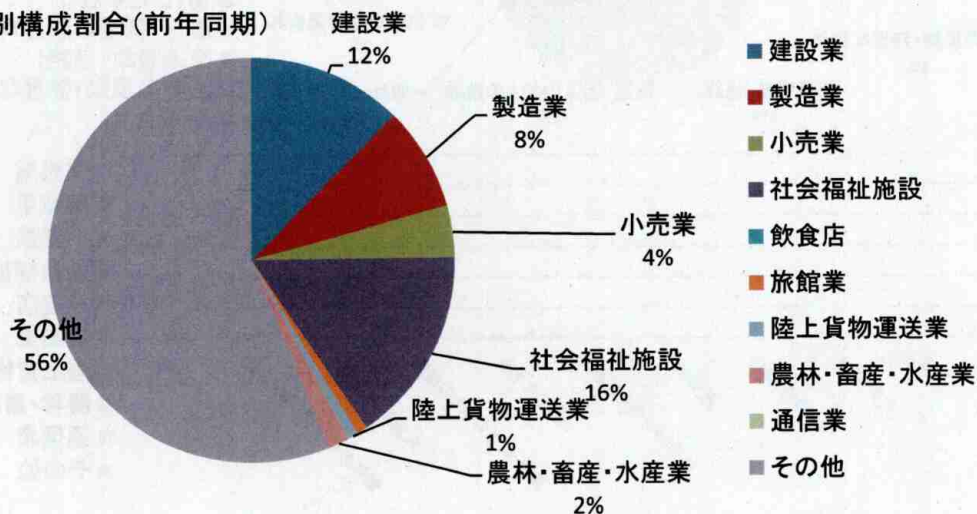
業種	令和5年(1月~5月)		前年同期		前年比較	
	死傷者(人)	構成率	死傷者(人)	構成率	死傷者(人)	増減率
建設業	8	6.6%	15	12.4%	-7	-46.7%
製造業	8	6.6%	10	8.3%	-2	-20.0%
小売業	11	9.1%	5	4.1%	6	120.0%
社会福祉施設	19	15.7%	19	15.7%		0.0%
飲食店	2	1.7%			2	-
旅館業	4	3.3%	1	0.8%	3	300.0%
陸上貨物運送業	3	2.5%	1	0.8%	2	200.0%
農林・畜産・水産業	1	0.8%	2	1.7%	-1	-50.0%
農林業			1	0.8%	-1	-100.0%
林業						-
畜産業	1	0.8%	1	0.8%		0.0%
水産業						-
通信業						-
その他	65	53.7%	68	56.2%	-3	-4.4%
全業種	121	100%	121	100%	-1	0.0%

(注)データは労働者死傷病報告による。斜め数字は死亡者数(内数)を表す。

グラフ1 業種別構成割合(令和5年)



グラフ2 業種別構成割合(前年同期)



令和5年 淡路署管内労働災害発生状況(令和5年5月末累計)

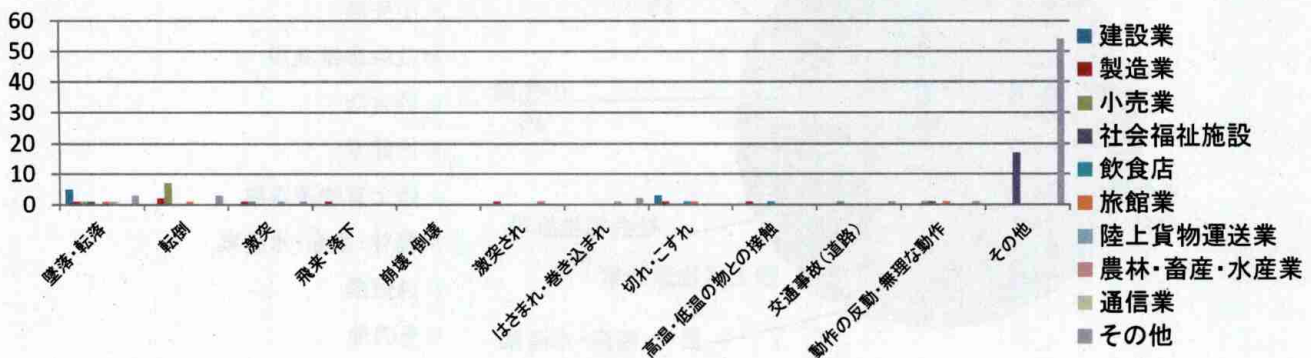
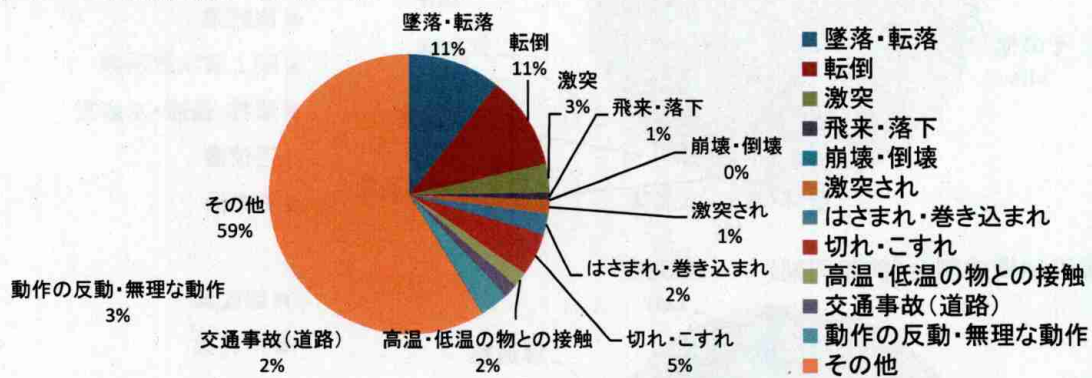
淡路労働基準監督署

表2 業種別事故の型別 (令和5年(1月~5月))

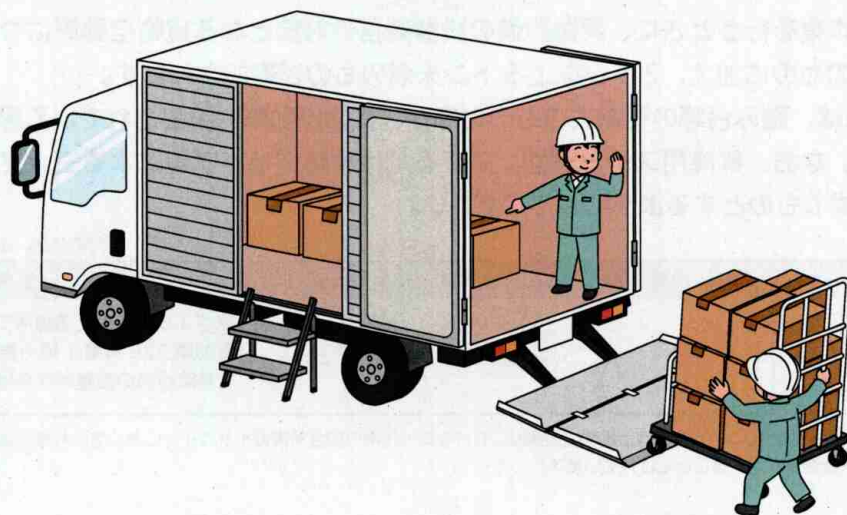
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
建設業	5							3					8
製造業	1	2	1	1		1		1	1				8
小売業	1	7	1							1	1		11
社会福祉施設	1										1	17	19
飲食店								1	1				2
旅館業	1	1						1			1		4
陸上貨物運送業	1		1				1						3
農林・畜産・水産業						1							1
農業													
林業													
畜産業						1							1
水産業													
通信業													
その他	3	3	1				2			1	1	54	65
全業種	13	13	4	1		2	3	6	2	2	4	71	121

(注) データは労働者死傷病報告による。

グラフ3 事故の型別構成割合(令和5年)



トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について (安衛則第 151 条の 67 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

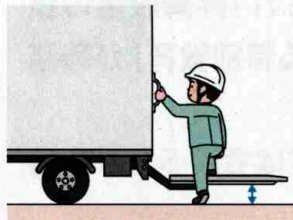
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

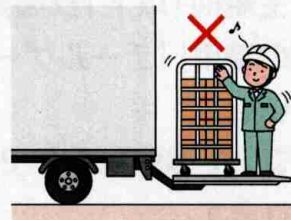
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について (安衛則第 151 条の 74 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

^{*}「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育		・テールゲートリフターの操作の方法	2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

^{*}その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

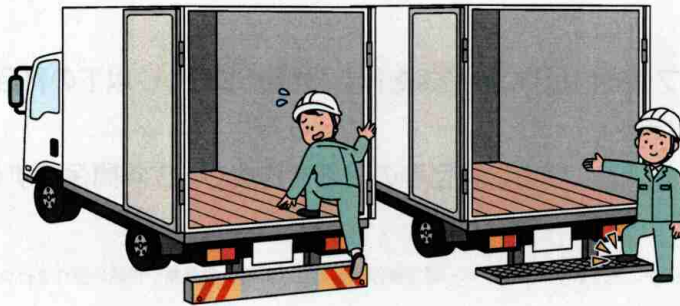
3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

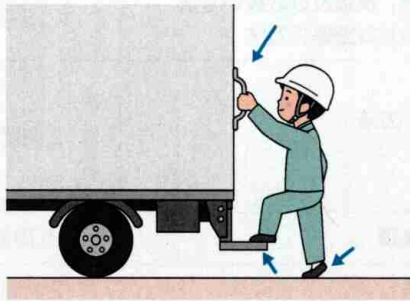
昇降設備の留意事項について



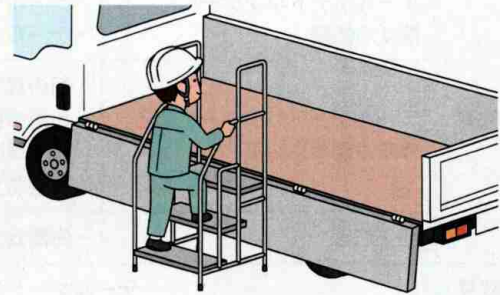
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



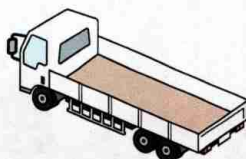
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

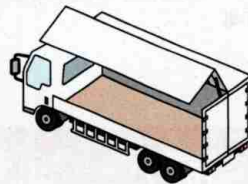
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

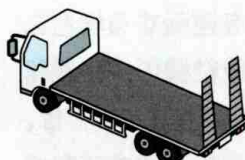


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

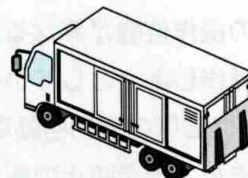


ウイング車



建機運搬車

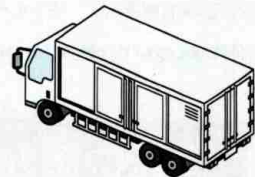
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

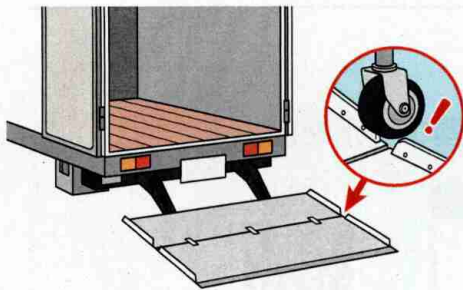


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

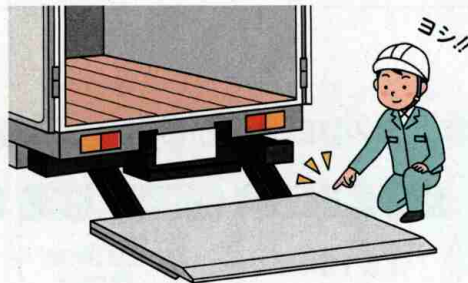
【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【テールゲートリフターの点検について】

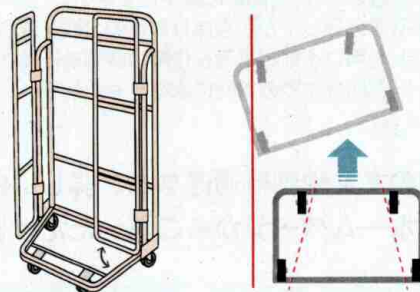
テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

- ① 正常に動作するか、異音がないか
- ② 部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③ 油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④ スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索






滑りやすいから
注意せえって言うたやん。


歩く時、下を気にするなんて
当たり前やろ。

そもそも
転倒なんかせえへんわ。

転倒災害は 労働災害です



転倒災害は兵庫県で
最も多い災害です！



6割を超える方が
1か月以上休業して
います！



高年齢労働者の
被災率が高くなって
います！



転倒予防

あなた

あなたの転倒予防はどこから？
転ばない知恵と工夫を出しあって、
あなたも職場の仲間もケガ
しないよう転倒予防活動に参加
しましょう。

1 安全の第一歩

4S
(整理・整頓・
清掃・清潔) ヨシ!



4Sは安全確保の基本です。ムダ
を省き、キレイを維持すると異常に
も気が付きやすくなります。

2 あなたの靴なら 転倒しない？



有効な靴を履くと、つま先が上がり
やすく、すり足しにくくなるなど、
あなたの動きも変わります。

3 見える化には目に 飛び込んでくる工夫を



人は問題が目に飛び込んでくれ
ば行動を起こします。
わかりやすいモノを見やすい場
所に表示しましょう!

4 「# 転倒災害は労働災害です」をつけて ひろめよう転倒予防

※ 投稿・閲覧イメージ動画を配信しています。



転倒災害は労働災害です 検索

SNSで好事例やヒヤリハットを発信し、
転倒予防の情報を共有しませんか。
あなたの発信が、たぶん誰かの為に
なります。



5 高齢になると脚力 から衰えます。

エイジフレンドリー
ガイドラインを見て
できることやりまっせ。



意思と体の動きにギャップを感じ
たことはありませんか。
ガイドラインには、労働者が取り
組む事項も定めています。

6 ヒヤリハットを 事故の予防に!



あなたがヒヤリとしたことは、
他の人も感じたことがあるはず。
誰かがケガをする前に、対策を
打っておきましょう。

7 「見える」安全活動 コンクール優良事例



「あんぜんプロジェクト」には安全
活動の優良事例を掲載しています!
※同サイトは「あんぜんプロジェクト」
から「SAFEコンソーシアム」に移行します。

● お問い合わせ先

厚生労働省 **兵庫労働局**
安全課 TEL : 078-367-9152



● STOP! 転倒災害プロジェクト

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**